

審査請求できる期間等が変更になりました

審査請求制度とは

雇用保険では、ハローワークが行った「被保険者となった（または被保険者でなくなった）ことの確認」や「失業等給付に関する処分」に不服がある場合は、都道府県労働局に配置された雇用保険審査官に対して審査を申し出ることができます。

これを「審査請求」といいます。

審査請求制度の改正について

行政の処分に関する不服申立制度について、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から行政不服審査法の改正が行われ、平成28年4月に施行されたことに伴い、雇用保険に関する審査請求についても、審査請求期間の変更（延長）、不服申立の二重前置の廃止等の改正が行われました。

■ 審査請求期間の変更

これまで

処分のあったことを知った日の翌日から**60日以内**



これから

処分のあったことを知った日の翌日から**3か月以内**

■ 審査請求と処分の取消しの訴えとの関係の変更

これまで

審査請求に対する決定後、再審査請求の裁決を経た後でなければ訴えを提起することができない



これから

審査請求に対する決定を経た後に訴えを提起することが可能

※ 平成28年4月1日以降にされた処分（処分の通知が到達した時点が基準となります。）が変更の対象になります。

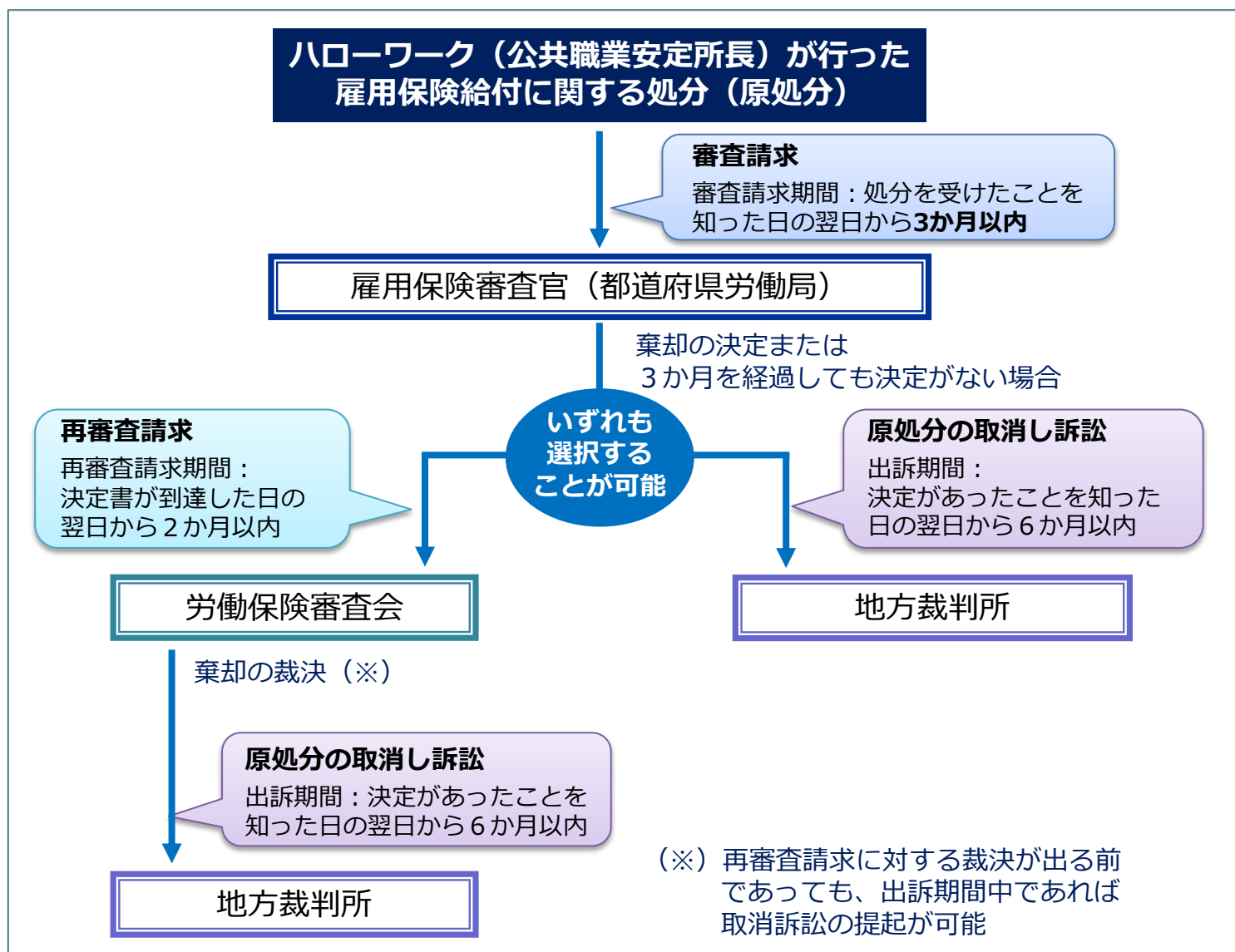
※ 審査請求を行う場合には、ハローワークを通じて、または都道府県労働局の雇用保険審査官に直接その旨を申し出てください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。

参考1 雇用保険に関する審査請求制度の主な改正点について

- ① 不服申立の二重前置の廃止
→再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能
- ② 審査請求期間の延長
→現行の60日から3か月に延長
- ③ 標準審理期間の設定（※）
→審査官が審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める
（※）改正の影響を考慮し、今後定めていくこととしています。
- ④ 審査請求手続の計画的進行の創設
→審査請求人等や審査官に対し、相互に協力し計画的に審理を進行するよう努める
- ⑤ 口頭意見陳述の充実化
→利害関係者等を招集して行うとともに、申立人は処分庁に対して質問をすることができる
- ⑥ 特定審査請求手続の計画的遂行の創設
→事件が複雑であることなどの理由で、迅速かつ公正な審理を行うため審査請求の手続を計画的に行う必要がある場合に、審査請求人等を招集し、審査請求の手続の申立に関する意見の聴取を行う
- ⑦ 審査請求人等による物件の閲覧
→審査請求人等は、提出された文書や、その他の物件の謄写を求めることができる

参考2 雇用保険の審査請求手続の流れ



※ 平成28年4月1日以降にされた原処分（処分の通知が到達した時点が基準となります。）について審査請求を行う場合の流れになります。

※ 決定または裁決したことを知った日のいかにかわらず、決定または裁決のあった日から1年を経過した場合、取消し訴訟は提起できなくなります。

雇用保険審査官管轄一覧表

都道府県 労働局	所在地	電話番号	管轄都道府県名
北海道	〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎3階	011(709)2311	北海道
宮城	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8061	青森、岩手、宮城
福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024(529)5338	秋田、山形、福島
東京	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階	03(3512)1668	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、山梨
神奈川	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル	045(650)2800	神奈川、静岡
長野	〒380-8572 長野市中御所1-22-1	026(226)0865	新潟、長野
石川	〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076(265)4427	富山、石川、福井
愛知	〒460-0008 名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング15階	052(219)5568	岐阜、愛知、三重
京都	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	075(241)3268	滋賀、京都
大阪	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNBビル21階	06(4790)6328	大阪、奈良、和歌山
兵庫	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	078(367)0800	兵庫、岡山
広島	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	082(502)7831	鳥取、島根、広島、山口
香川	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087(811)8922	徳島、香川、愛媛、高知
福岡	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階	092(434)9801～4	福岡、佐賀、長崎
熊本	〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階	096(211)1703	熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098(868)1655	沖縄

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）、
都道府県労働局にお尋ねください。